

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 地域福祉計画とは

「地域福祉」とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく自立した安心のある生活が送れるよう支援するため、地域住民、行政機関、福祉事業関係者などが協働して、新たな福祉サービスをつくり出したり必要なサービスにつなげていく仕組みをつくるなど地域全体で生活課題を解決していく取り組みのことをいいます。

地域で暮らすすべての人たちが、一人ひとりの生活課題に見合ったサービスの選択と決定を自分自身の意思によって行うことで、その人らしく尊厳をもった生活を送ることができるのです。年齢や性別などに関わらず、誰もがこのような生活を送ることができる地域社会づくりをめざします。

このため、地域の生活課題と現状を明らかにしながら、地域住民、行政機関、社会福祉事業者など地域社会を構成するものの役割や責務を明確にし、それぞれが協力・連携して課題を解決していくための仕組みや取り組みを示したものが「地域福祉計画」です。

### 2 計画策定の背景

#### なぜ今地域福祉なのか

これまでの「福祉」は、経済的に困っている人あるいは高齢の人や障害のある人など、限られた人たちに対して、行政などの制度による「助ける・与える」という一律的なサービス提供によって福祉を進めてきました。

しかし、ここ近年では核家族化や少子・高齢化などの影響により、地域の中で孤立する人や地域への関心が全くない人が増加し、お互いに顔の見えない関係が見られるようになりました。それにより、引きこもりや一人暮らし高齢者の孤独死、孤立した子育て中の人による児童虐待など、以前では表面化していなかったさまざまな問題が見られるようになりました。

また、人が日常生活を送っていくうえで、悩みや問題は必ず存在し、現在の地域社会の中では、それらをいくつも抱えた人が多くなったうえ、地域との関わりを拒む人の増加などにより、その存在が見えにくくなっています。これらを解決するために、行政ではさまざまな取り組みが行われてきましたが、その課題の種類が多く、あまりに複雑化してきた現在では、これまでの社会福祉の枠組みでは十分に対応できなくなっています。

これからの福祉は、地域住民がサービスの受け手としてのみではなく、生活に根ざしたあらゆる問題について、地域社会で連帯して解決していこうという積極的な行動が求められます。

「地域福祉」実現のため、地域全体が同じ目標を持って、支え合いながら自分らしい生活を送ることで、再び地域の繋がりを取り戻し、誰もが安心して暮らせる地域にしていく必要があります。

我が国の社会福祉は第二次世界大戦後、生活困窮者や身体障害者など限られた人に対する保護、救済を行政による措置制度として展開してきました。

この制度は日本の社会福祉制度の発展に大きな役割を果たしてきましたが、現在の社会環境は昭和20年代とは大きく異なり、急速な少子・高齢化の進行、女性の社会参加や核家族化による家庭機能の低下など、地域での生活における福祉の需要は増大・多様化し続け、社会福祉には限られた者の保護・救済にとどまらず、国民全体の生活を支える役割を果たすことが求められるようになりました。

このような変化を踏まえて、「ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進十カ年戦略）」の策定、「児童福祉法」の改正、「介護保険法」の制定などにより、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化などを柱とする取り組みが個別の施策ごとに進んできました。

これに対し、社会福祉の基礎構造は戦後50年間維持したままであり、このままでは今後も増大・多様化する福祉の需要に応えることができないため、社会福祉事業法をはじめとする関係法令の改正を行い、社会福祉基礎構造の抜本的改革が進められました。

この社会福祉基礎構造改革を受けて、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正され、第4条に地域福祉の推進に関すること、第107条では市町村地域福祉計画の策定の規定が設けられました。

### 3 計画の位置づけと課題

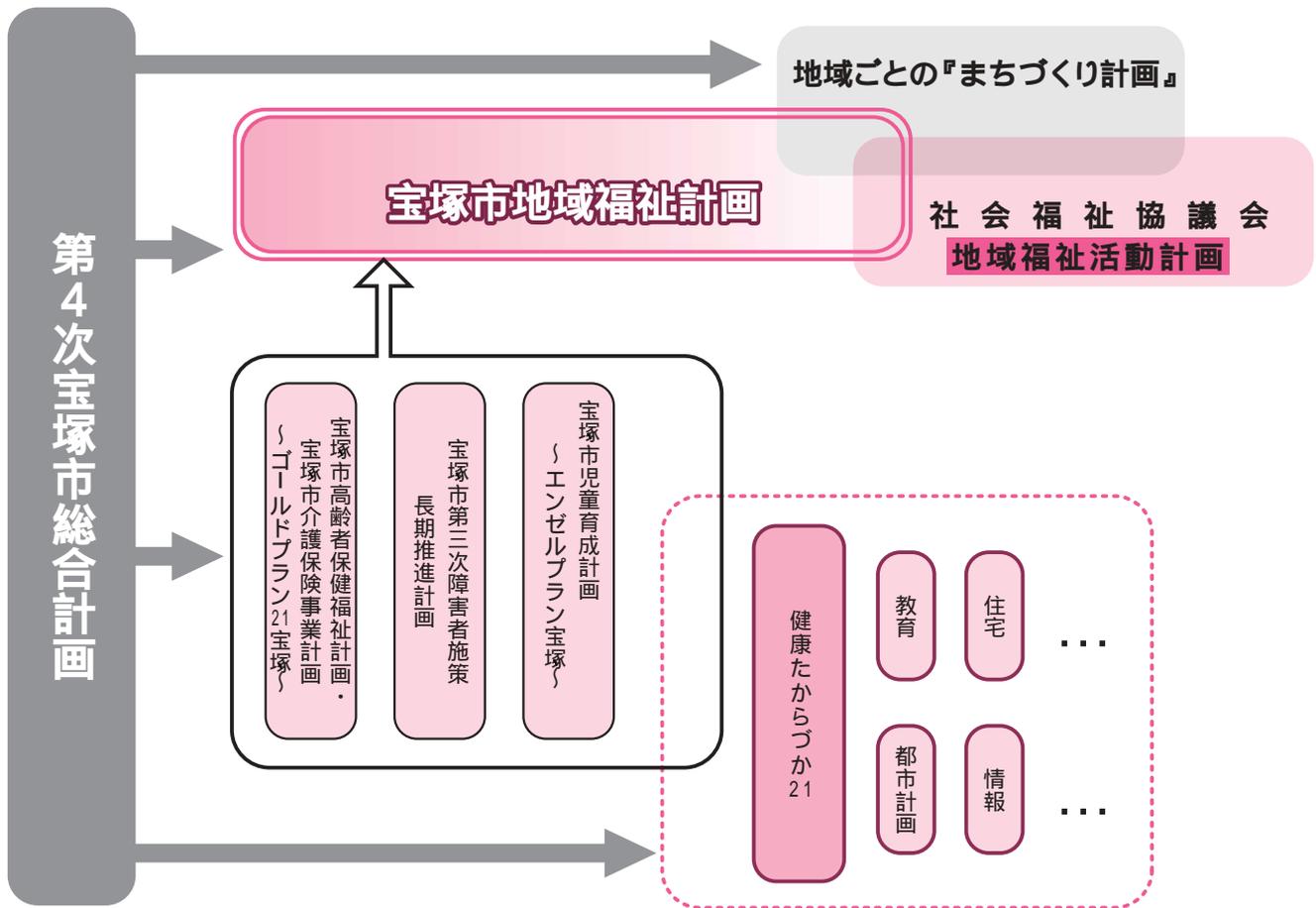
宝塚市では、平成13年に第4次宝塚市総合計画（以下「第4次総合計画」という。）を策定し、その中で「ふれあいと協働のまちづくり」として地域福祉の推進を掲げています。

「宝塚市地域福祉計画」は社会福祉法第107条を根拠に、第4次総合計画との整合性を保ちながら、福祉の分野における基本計画となる、行政計画として策定します。

この計画で示された「課題解決に向けた取り組み」に関する具体的な活動内容は、宝塚市内20のまちづくり協議会で策定される「まちづくり計画」と宝塚市社会福祉協議会を中心とした民間組織において策定される「地域福祉活動計画」で示していくこととなります。

また、行政が主体的に取り組む施策については、高齢者を対象にした「宝塚市高齢者保健福祉計画・宝塚市介護保険事業計画（ゴールドプラン21宝塚）」、障害者を対象にした「宝塚市第三次障害者施策長期推進計画」、児童を対象にした「宝塚市児童育成計画（エンゼルプラン宝塚）」など、すでに策定されている個別の福祉計画で推進していきますが、今後、これらの計画の見直しにあわせて、本計画の内容を反映させるものとします。

これら個別の福祉計画における協働の取り組みに関して、基本的な考えや理念などを一つにまとめて示したものが、本市の地域福祉計画です。



この「宝塚市地域福祉計画」は、地域住民と行政の協働による地域福祉推進のための計画であることから、行政だけで策定するものではなく、策定から実施、評価まで、地域住民が積極的に参画していくことが不可欠です。

地域住民は、行政に何をしてもらおうのかといった意見や要望を述べるだけの立場ではなく、地域住民の手で、また行政や関係機関、事業者などと協働して、何ができるのかを考え、明らかにし、実行へと繋げていくことで、地域福祉の推進を図ることができるのです。

地域住民が、策定段階から計画に関わることによって、より身近で親しみを持てる計画となり、住民が地域づくりの主役であるという自覚と責任が、より一層育まれるものと期待されています。

本計画の推進・評価については、第3章で具体的に表します。

「宝塚市地域福祉計画」が、その目的や役割を十分に果たし、宝塚市の地域福祉を担う法的な計画として認められるには、次に掲げる事項の内容を盛り込み、さらに宝塚市に必要なその他の事項を加えたうえで、計画を策定していく必要があると、社会福祉法第107条において定められています。

#### 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

福祉サービスが必要な地域住民に対して、サービスに関する情報の提供や相談ができる体制を整備していき、そこで自らの意思によってサービスを利用できるような仕組みをつくる必要があります。

そして、利用したサービスに対する苦情を解決し、その評価や内容を開示することによって、利用者が自ら適切なサービスを選択できる権利を確保しなければなりません。

また、サービス利用を望まない地域住民やサービス、制度を知らない地域住民も含めて、福祉サービスへの利用を支援する体制を整備していくことも重要です。

- ・福祉サービスの第三者評価機関の設置
- ・福祉オンブズ制度の導入
- ・成年後見制度の利用促進
- ・相談体制の充実

#### 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

さまざまな分野にわたり、複雑化してきた生活課題を解決するために、福祉・保健・医療分野とその他の生活に関連する分野との連携の方法を示していかなければなりません。

そして、社会福祉を目的とするコミュニティビジネスや民間団体・企業の新規参入やさまざまなサービスの開発を促すとともに、フォーマルサービスとインフォーマルサービスとの連携を進め、行政と地域による協働の実現を図っていく必要があります。

- ・福祉を目的とする多様なサービスの展開
- ・地域住民や当事者、福祉関係者によるネットワーク会議の開催

#### 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域住民がそれぞれ抱える問題について地域住民同士が共有し、自分たちの手で、地域福祉活動に対する地域住民の意識を向上させ、自立を促していかなければなりません。

そのことによって発掘されたボランティア等の福祉活動に対するさまざまな支援と、公的サービスとの連携を強化し、地域住民の未知なる力の発揮を促進していく必要があります。

- ・ボランティア、NPO、地域住民等の社会福祉活動への支援
- ・住民等の地域福祉活動への主体的参加
- ・コミュニティリーダーの発掘、育成

## 4 計画の期間

第4次総合計画との整合性を図るため、平成16年度を初年度として、平成22年度までの7か年とします。

## 5 計画の策定体制

- 平成13年 9月 市内7ブロックごと20名ずつの委員による「宝塚市地域福祉計画140人委員会」が発足しました。
- 平成14年 3月 地域福祉計画に向けたブロックごとの福祉課題を明らかにした、宝塚市地域福祉計画の「素案」がまとめられ、市へ提出されました。
- 平成14年 11月 宝塚市全域の地域福祉計画を策定するため、140人委員会の各ブロック委員長7名に加え、学識経験者、医療・福祉・社会福祉協議会・民生児童委員・ボランティア・福祉施設の各関係者、高齢者・障害者・児童福祉団体関係者により「宝塚市地域福祉計画策定委員会」を設置しました。  
また、行政においても計画に関する事項を検討するため、「宝塚市地域福祉計画庁内検討委員会」を設置しました。

### 地域福祉計画140人委員会

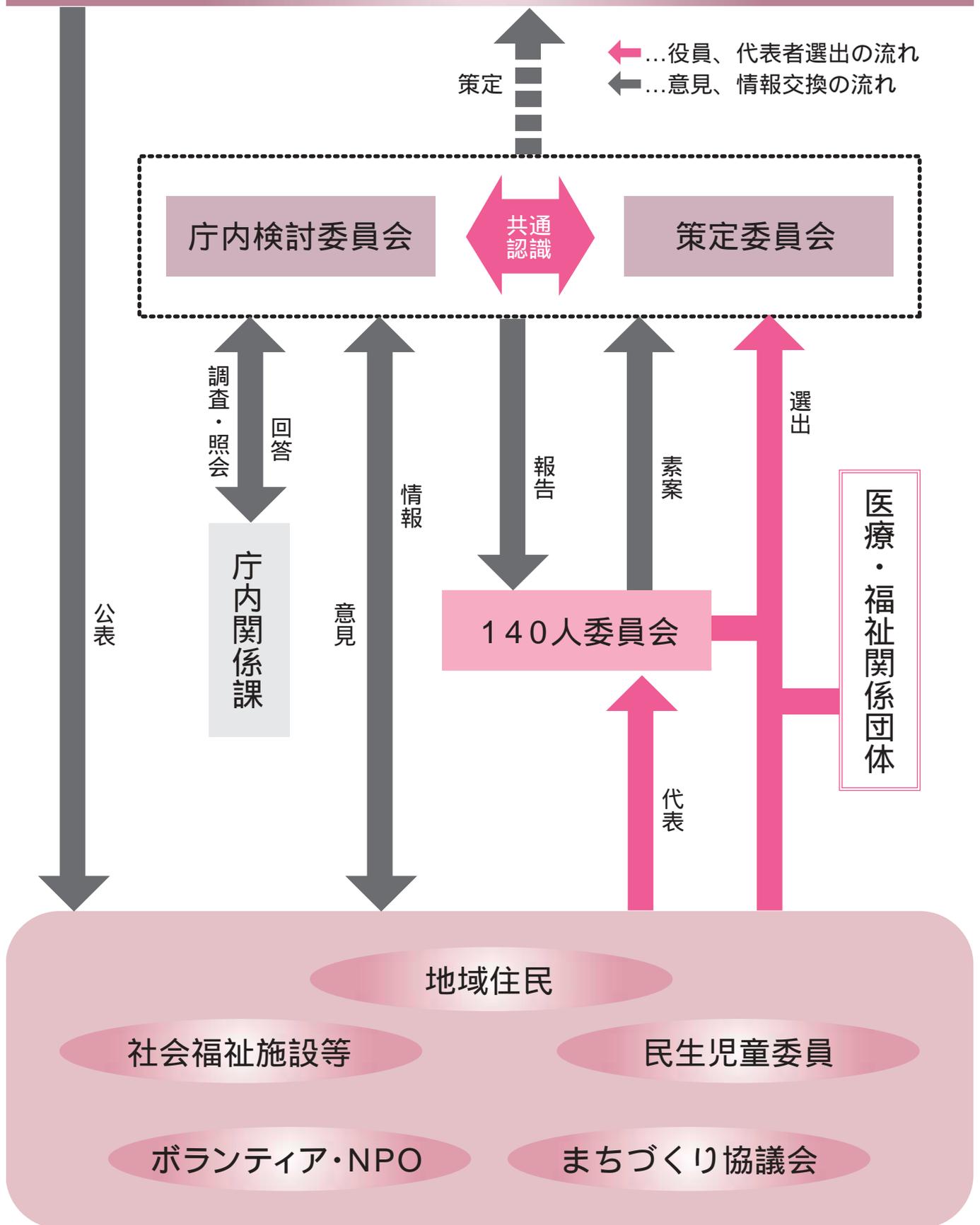
140人委員会は、民生児童委員、まちづくり協議会、社会福祉協議会地区センター職員、在宅介護支援センター職員、福祉施設職員、公募による応募者により構成され、行政職員もオブザーバーとして参画しました。

各ブロックとも10回程度の会議を重ね、地域の生活課題から解決策の検討を行いました。また、地域の課題の把握にあたっては、地域住民へのアンケートを行ったり、実際に出かけて現地調査をするなど、地道な活動を重ねたうえでブロックごとに趣向をこらした地域福祉計画の素案が完成しました。

地域の生活課題を把握し、その解決策を議論する素案づくりの経過そのものが、地域ですべての人が安心して暮らせることを目指す地域福祉活動の第一歩であり、今後は地域に居住するすべての住民が、福祉コミュニティの一員であることを認識し、地域福祉活動を積極的に行う地域社会をつくっていく必要があります。



# 宝塚市地域福祉計画



## 第2章 計画の基本理念と基本目標

地域福祉を推進するにあたっては、どういった地域をつくろうとしているのか、しっかりした理念をもつ必要があります。そしてその理念に沿った基本目標を立てることができたなら、地域住民がその理念のもと基本目標に向かって、地域の生活課題に対して具体的な解決策を施策体系として組み立てることができるからです。

宝塚市地域福祉計画では、基本理念、基本目標を次のとおり定めます。

### 1 地域福祉計画の基本理念

#### 『希望あふれるまち宝塚』

～すべての人がいつまでもその人らしくいきいきと暮らせるまち～

地域に住むすべての人と地域に関わりをもつすべての人が、身体状況や環境等が変化してもいつまでもその人らしく、いきいきと安心して暮らせる住み良いまちを支え合いによってつくりまします。

### 2 地域福祉計画の基本目標

#### (1) その人らしい生き方と人権を尊重するまち

宝塚市には、さまざまな価値観、文化をもった人々が集まり生活しています。それは当然ながら一人ひとりが生まれ育ち、年齢を重ねてきた時代、場所、家族状況、身体状況、就労状況等が異なること、さらにはその人の人生に影響を与えた他者とのさまざまな出会いがあったことから、生き方、考え方の違いが生まれてくるのでしょうか。

そうしたさまざまな価値観、文化をもっているすべての人の人権が、平等な社会の一員として尊重されるためには、生活の基本的な場である地域社会の中で、一人ひとりが命の大切さや生き方を理解し、お互いの人権を大切に思うことが重要です。自分の人権が尊重される地域社会を願うならば、同時に他者の人権を尊重している自分がいなければ「その人らしい生き方と人権を尊重するまち」はありえないのです。

また、本市に居住する人々が生活を送るうえで関わり合いをもつのは、家族や地域の人々だけではありません。学校や社会福祉事業者、商店等で働く人など、本市以外に居住している人々ともふれあい、支え合い、学びあうことにより豊かな人生を送っているのではないのでしょうか。

さらには生活の本拠は本市にはないが、本市へ通学してきている学生や一時滞在している人たちなども含め、本市と関わりのあるすべての人が、お互いに違った人格や個性を認め合い、対等、平等な社会の一員として人権が保障され尊重されるまちをめざします。

## ( 2 ) すべての人が主体性をもって参加・参画できるまち

地域では、趣味やスポーツ、生涯学習、清掃・美化活動、福祉ボランティア、NPO団体活動など、個人や団体がさまざまな活動を展開しています。また、地域に点在する福祉施設においてもコミュニティの一員として、地域住民に向けた啓発活動やボランティアを行うとともに、施設の事業実施においては多数のボランティア等の参画のもとに展開しており、地域福祉の拠点として存在することを目指すようになってきました。

さらに企業や事業所においてもその社会的責任を果たそうとする姿勢もみられるようになったことから、今後は個人やボランティア団体と福祉施設や企業・事業所等が協力・連携しあって、新たな繋がりや結びつきを生み出し、地域独自の取り組みを展開していくことが期待できます。

そうした地域における新たな取り組みが、本市の個性・魅力として広く地域全体に定着し、福祉文化をつくりあげていくことを可能にします。

今まで本市において地域活動を主に支えてきたのは、元気な高齢者と専業主婦の方々でした。しかし、今後は今まで地域活動にあまり参加・参画する機会が持てなかった人たち、例えば就業者の人、障害のある人、子どもたちなどすべての人がそれぞれの知識や経験をもとに、福祉意識を高め、自発的・自主的に地域課題の解決に向けて取り組み、主体性をもって社会参加・参画できるまちをめざします。



長尾南小学校「オープンスクール」(老人クラブの小学生との交流)

## ( 3 ) ふれあい、支え合い、学びあいながら夢と希望を持って暮らせるまち

地域には介助を必要とする人やちょっとした支援を必要としている人がいます。一方、自らの能力や経験を活かして人々の役に立ちたいと考えている人やそれを実践している人もいます。

お互いの人権やプライバシーに十分配慮しながら、地域のさまざまな課題や問題を開示するなど必要な情報が伝わる仕組みや、そうした人たちの思いをコーディネートする仕組みづくりを進めることで支えあいのネットワークをつくることができます。

こうしたネットワークは、介護、介助、支援を受けている人も多くの他者とふれあい、学びあい、さらに自分のできる範囲で支え合うことを可能にするもので、「時により支えたり、支えられたり」ができるということであり、これが本当の「支え合い」と言えるでしょう。

さらに住み慣れた地域で安心して暮らすためには、介護サービス等必要なサービスが自らの選択で利用できることが大切であり、そのための相談体制が確立しているとともに、サービス提供者が互いに連携しあい、すべての人が的確なサービスを利用できるよう、総合的なケアマネジメントシステムの充実が必要です。

すべての人がさまざまな活動を通して、一人ひとりが持っている個性や経験を活かしながら、ふれあい、支え合い、学びあい、子どもや孫など次の世代の社会を担う人々へ引き継ぐことのできる夢と希望にあふれるまちをめざします。

#### (4) ハートとハードのバリアフリーを推進するまち

---

わたしたちの身の回りには、心理的、物理的なバリアをはじめ、多様なバリアが存在しており、これらを取り除くため、行政・市民の継続した取り組みが必要です。

すべての人がお互いに同じ目線で向き合えるよう、心（ハート）のバリア（他者に対する差別や偏見、排除意識）を取り除くためには、人権学習や福祉学習などを充実する必要があります。

また、高齢の人、障害のある人、子育て中の人、子どもが積極的に社会参加できるよう、道路や鉄道駅舎、店舗等（ハード）のバリア（段差等）をなくし、すべての人が安全で安心して暮らせるまちをつくらなければなりません。

すべての人が幸せな生活を送ることのできるノーマライゼーションのまちをつくるために、ハートとハードのバリアフリーを推進するまちをめざします。

#### (5) 人・もの・自然を活かしたまち

---

本市には、まちづくり協議会、各種ボランティア団体、NPO、生涯学習や文化活動団体などの豊富な人的資源（人）が充実しています。

また、植木・園芸産業、あいあいパーク、宝塚大劇場、手塚治虫記念館、ベガホール、社寺・仏閣、阪神競馬場、社会福祉関連施設などの社会的資源（もの）が数多くあり、さらに六甲・長尾山系の自然緑地、北部地域の田園地帯、武庫川などの豊かな自然環境（自然）に恵まれています。

これらの地域に立地するさまざまな施設や豊富な人材などの情報を積極的に収集・整理するとともに、情報を必要とする人や団体にそれらが提供されることが必要です。そのためには人・もの・自然に関する情報を把握し、コーディネートする仕組みをつくらなければなりません。

これらの多様な地域の資源が、地域の課題や問題の予防・緩和・解決のために活用されるよう、人・もの・自然を活かしたまちをめざします。



### 3 施策体系

#### 基本理念

「希望あふれるまち宝塚」  
～すべての人がいつまでもその人らしくいきいきと暮らせるまち～

#### 基本目標

1. その人らしい生き方と人権を尊重するまち

2. すべての人が主体性をもって参加・参画できるまち

3. ふれあい、支え合い、学びあいながら夢と希望を持って暮らせるまち

4. ハートとハードのバリアフリーを推進するまち

5. 人・もの・自然を活かしたまち

#### 重点的な取り組み

##### 1. 地域の拠点形成

- (1) 小学校区単位の場づくり
- (2) 地域にある既存資源の活用

##### 2. 地域活動の担い手が育つ仕組みづくり

- (1) 地域活動を担う人材の発掘・育成
- (2) 地域活動に多くの人々が参加・参画する仕組みづくり

##### 3. 情報を共有する仕組みづくり

- (1) すべての人に情報が伝わる仕組みづくり
- (2) 本当に必要な福祉サービス情報づくり
- (3) 身近な相談から専門相談へつながる相談体制の充実

#### 課題解決に向けた取り組み

##### 1. 支え合う

- (1) ふれあいの場づくり
- (2) 支え合うための下地づくり
- (3) 支え合いのシステムづくり
- (4) 施設の運営・管理
- (5) 相談体制の充実
- (6) 情報の受発信
- (7) 人材の発掘・育成
- (8) 人権意識・福祉意識の啓発

##### 2. つどう

- (1) 交流の促進
- (2) 学校との連携
- (3) 福祉施設との交流
- (4) 拠点整備
- (5) 情報の提供
- (6) 人材の育成
- (7) 参加への啓発

##### 3. 働く

- (1) 福祉的就労の場の充実
- (2) 就労の支援
- (3) 就労の場の開拓
- (4) 情報の発信と啓発

##### 4. 出かける

- (1) 移動の仕組み
- (2) すべての人が安心して出かけられる環境づくり
- (3) ボランティアの継続と新たな人材の育成
- (4) 情報の共有化

##### 5. 学ぶ

- (1) 学びの仕組みづくり
- (2) 大人の学習の場
- (3) 情報の発信
- (4) 人材育成
- (5) 地域施設の有効活用
- (6) イベントの開催

##### 6. 育つ

- (1) 地域の子育てサポート
- (2) 地域で育つ仕組み・体制
- (3) 健やかに暮らす仕組みづくり
- (4) 情報の発信
- (5) 地域を担う人材の育成

##### 7. 遊ぶ

- (1) 大人から子どもまで参加できる仕組み
- (2) 継続の仕組み
- (3) 情報がみんなに伝わる仕組み
- (4) 人材育成
- (5) 遊びの拠点づくり
- (6) 遊びを充実させるプログラム

##### 8. 住まう

- (1) 地域で住みつけづける仕組み
- (2) 多様な住まいの整備
- (3) 情報提供
- (4) 住環境美化
- (5) 安心して暮らせる地域社会づくり

## 第3章 計画の推進と評価

### 1 計画の推進

#### (1) 推進方法

第3編で掲げる課題解決に向けた具体的な取り組みについては、地域が行うこと、行政が行うこと、そして両者が協働して行うことというように区分し、それぞれの事業や活動が関連しあって地域福祉の推進を図っていくことを目指しています。

地域における具体的な行動計画は、小学校区ごとのまちづくり協議会が平成16年度までに策定する「まちづくり計画」の中に反映し、行政が支援しながら進めていきます。また、民間組織において策定される「地域福祉活動計画」は、民間レベルで協働し、行政が支援しながら具体的なプログラムを進めていきます。

一方、行政における具体的な地域福祉の推進については、それぞれの個別計画に基づき進めていくこととしますが、その進行にあたっては縦割り行政の枠組みを超え、関係する部局が連携し、推進します。

#### (2) 地域福祉の担い手

地域福祉の担い手としては、行政のほかに、地域住民、支援を必要とする人の団体、自治会、まちづくり協議会、一般企業・商店等、民生児童委員、民生児童協力委員、保護司、青少年補導委員、ボランティア、ボランティア団体、老人クラブ、特定非営利活動法人（NPO法人）、社会福祉協議会、その他の社会福祉法人、生活協同組合、社会福祉従事者、その他の各種諸団体が考えられます。

特に、社会福祉協議会は、平成12年の社会福祉法の改正において、地域福祉の推進を図る中心的な団体として明確に位置づけられ、従来からの実績と合わせて名実ともに地域福祉の中核団体となりました。

本市の社会福祉協議会は、昭和29年に設立されて以来、自治会、民生児童委員、関係団体等の参加、協力を得て地域の実情に応じた住民福祉の増進に貢献してきました。

現在、市内のコミュニティ7ブロックごとに「社会福祉協議会地区センター」を設置し、まちづくり協議会福祉部会やふれあいいいきサロン等の地域福祉活動を支援するとともに、福祉に関する相談・情報提供の場としての機能を発揮しています。

今後はなお一層、個人や団体が行う福祉活動を支援し、本市の地域福祉の向上をめざして、行政と地域の間にとって両者を繋げる中間支援組織としての役割を果たすことが求められています。

また、民生児童委員は平成12年の民生委員法の改正により、その任務を「住民の立場に立って相談と援助を行う」と規定されました。自らも地域住民の一員である民生児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った相談・援助を行っており、今後も地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等、地域福祉推進の重要な役割を果たしていきます。

行政は、地域住民の健康で文化的なミニマムな生活を保障するため、行政の個別計画に従い事業を進めていきますが、この地域福祉計画に沿い、地域福祉が総合的、計画的に推進されるよう、地域と協働して課題解決の取り組みを進めていくとともに、地域が行うこととした取り組みについても、調整し、支援していきます。

## 2 計画の管理・評価方法

計画の総合的な管理、評価については、当事者やまちづくり協議会の代表などの市民を含めた評価委員会組織をつくり、評価方法の検討を行い、市民意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換を通して、市民の意識や活動実態の把握に努め、経過や評価を市民に公表します。

計画の見直しについては、社会状況などの変化により、必要に応じて検討するものとします。

